

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(派遣中の労働者に係る労働者死傷病報告の送付) 第四十二条 派遣先の事業を行う者は、労働安全衛生規則第九十七 条第一項の規定により派遣中の労働者に係る同項各号に掲げる事 項を所轄労働基準監督署長に報告したときは、遅滞なく、その内 容を当該派遣中の労働者を雇用する派遣元の事業の事業者に報告 しなければならない。</p>	<p>(派遣中の労働者に係る労働者死傷病報告の送付) 第四十二条 派遣先の事業を行う者は、労働安全衛生規則第九十七 条第一項の規定により派遣中の労働者に係る同項の報告書を所轄 労働基準監督署長に提出したときは、遅滞なく、その写しを当該 派遣中の労働者を雇用する派遣元の事業の事業者に送付しなけれ ばならない。</p>